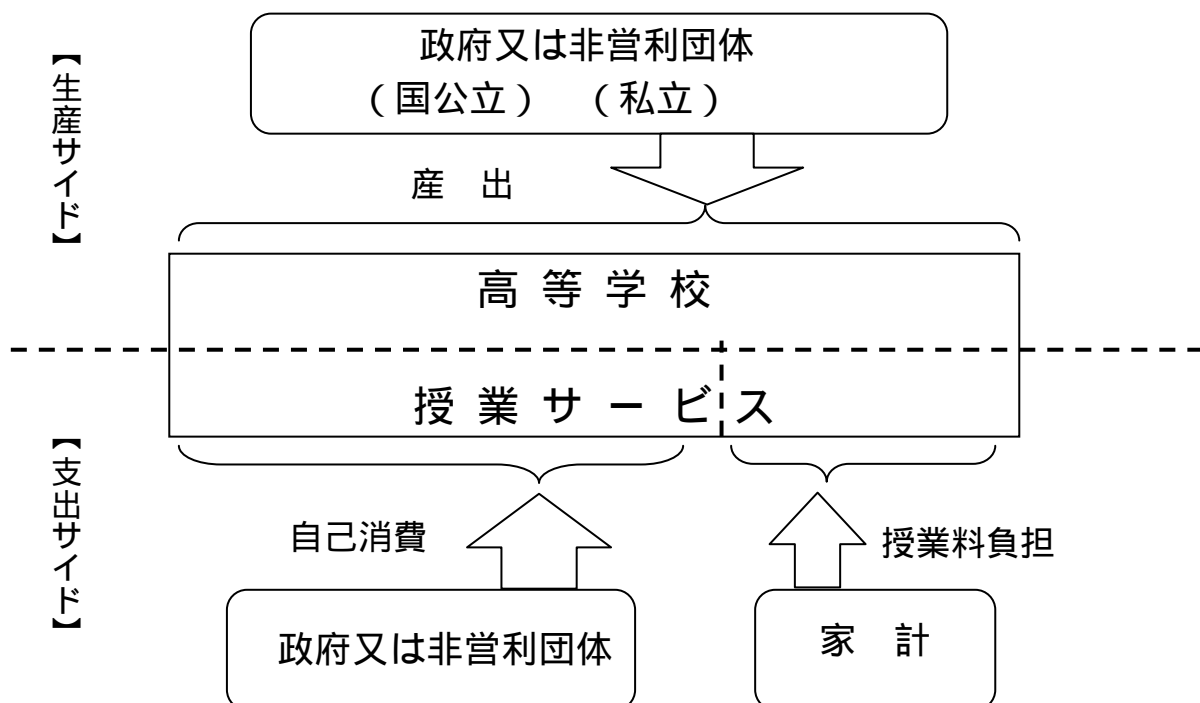


15.(1) 現在、高等学校授業サービスはどのように扱われているのですか？

高等学校授業サービスは、政府（国公立高等学校の場合）及び非営利団体（私立高等学校の場合）がそのサービスを産出し、当該サービスは家計が享受しています。

しかし、政府及び非営利団体は、営利を目的としていないことから、家計から徴収する授業料（＝家計最終消費支出に計上）のみで、授業サービスを生み出すためにかったコストをまかなえるわけではなく、不足分については、政府又は非営利団体が負担しています。この分は政府又は非営利団体自身が消費していると擬制し、政府最終消費支出又は対家計民間非営利団体最終消費支出として計上されます。

（図１）現在の高等学校授業サービスの計上方法



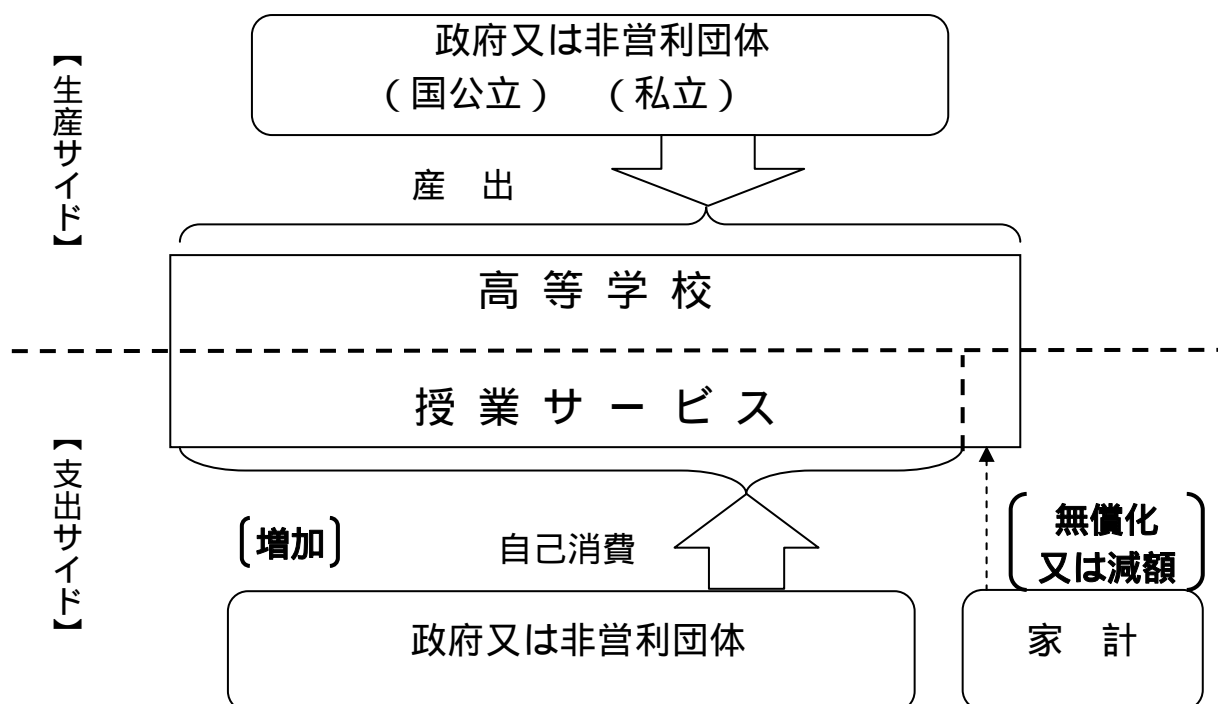
15.(2) 授業料無償化後の高等学校授業サービスはどのように扱われるのですか？

高等学校の授業料が無償化又は減額された場合においても、政府又は非営利団体がそのサービスを引き続き産出しており、当該サービスを家計が享受していることは変わりありません。

ただし、家計からの支出（授業料＝家計最終消費支出に計上）が無償化又は減額されることになるため、その分、政府又は非営利団体の支出が増加することとなります。

すなわち、家計最終消費支出が減少する代わりに、政府最終消費支出又は対家計民間非営利団体最終消費支出が増加することとなります。

（図２）変更後の高等学校授業サービスの計上方法



15.(3) 高校授業料無償化により、デフレーターに影響はあるのですか？

デフレーターは、同じ内容のサービスを受けた時の対価の変化を反映します。高等学校授業サービスの場合、この対価は、家計が授業料として負担する他、政府及び非営利団体が自己消費という形でも負担します（15.(1)、(2)参照）。今回の制度変更では、家計と政府・非営利団体を合わせた高等学校授業サービスに対する対価は変わらず、その負担割合が変化しただけであることから、商品・非商品販売のデフレーターには影響しません。

なお、CPIは、家計が購入する財、サービスの価格を測るものであるため、今回の制度変更の結果、家計の支払う授業料負担が変わることから、影響を受けることとなります。